

外部委託運用細則

第1章 総則

第1条【目的】

この細則は、弊所が有する個人情報の取扱いの委託に関する具体的な方法等を定め、適切な個人情報の保護を図ることを目的とする。

第2章 外部委託の手続

第2条【個人情報保護管理者の承認】

個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、委託責任者は、事前に、所定の「個人情報外部委託届出書」に、委託先、個人情報の内容、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間等を記載のうえ、個人情報保護管理者の承認を得なければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の承認をするに際しては、次の各号に定める事項その他委託先の個人情報の管理体制につき調査を行い、所定の水準に達していると認められなければ、個人情報の取扱いの委託を承認してはならない。

- 1) 弊所個人情報保護コンプライアンス・プログラムの内容を実現する組織及び体制の有無
- 2) プライバシーマークの取得、その他これに準ずる認証の有無

第3条【基本契約及び秘密保持契約の締結】

前条による個人情報保護管理者の承認に基づき、個人情報の取扱いを委託する場合には、事前に、委託契約及び秘密保持契約を締結しなければならない。

2 委託先との契約に際しては、次の各号に定める事項を明確かつ具体的に定めなければならない

- 1) 委託する個人情報の内容、範囲、利用目的、委託先における利用態様及び委託処理期間
- 2) 委託する個人情報に関する秘密保持義務の遵守に関する事項
- 3) 委託する個人情報の安全管理体制に関する事項
- 4) 委託する個人情報の複製及び複写に関する事項
- 5) 委託する個人情報の取扱いの再委託に関する事項

- 6) 委託終了時における個人情報の返還及び廃棄に関する事項
 - 7) 委託先における個人情報保護に関する教育・研修に関する事項
 - 8) 弊所からの監査の受入及び報告に関する事項
 - 9) 委託する個人情報の漏えいその他事故が発生した場合における措置及び責任分担に関する事項
- 3 個人情報保護管理責任者は、本条に基づき作成された基本契約、秘密保持契約その他の文書を、合理的な期間保管するものとする。

第3章 委託先に対する監督

第4条【委託先に対する監督】

個人情報保護管理者は、定期的に、委託先につき、契約違反の有無を調査し、監督しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、委託先において契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 3 外部委託の担当者は、委託期間中、委託先における個人情報の取扱い状況を調査し、契約に違反し又は違反するおそれのあることを発見したときは、直ちに、その旨を個人情報保護管理者に通知しなければならない。
- 4 個人情報保護管理者は、前項の通知を受けた場合、直ちに必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

第5条【見直し】

所長は、適切な個人情報の保護を維持するために、定期的に、本細則の改廃を個人情報保護管理者に指示するものとする。

第6条【様式】

個人情報保護管理者は、本細則に定める届出書及び契約書等の書式を作成するものとする。